

新潟市建築設計業務委託特記仕様書

平成29年4月1日改正施行

I 委託業務概要

1 対象業務

委託番号 基委建二第1号

委託名 湧東小学校移転改築・湧東中学校一部改築基本設計業務委託

2 設計趣旨

湧東小学校は平成28年に湧東東・湧東西・湧東南の3校が統合し、旧湧東南小学校を仮校舎として暫定的に運用している。統合による児童数の増加に対応する為、また今後的小中一貫教育を見据え、湧東中学校と校舎を一体化し、移転改築を行う。また湧東中学校について、小学校機能の移転・共有に伴う一部改築及び大規模改造工事を行う。

3 履行期間

契約の日から 平成30年3月15日まで

4 本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。

5 設計与条件

(1) 敷地の条件

- ① 建設場所 新潟市 西蒲区 三方地内
- ② 敷地面積 約32,300m²
- ③ 地域・地区 市街化調整区域
- ④ 防火指定等 なし（建築基準法第22条地域）
- ⑤ 建ぺい率 70%
- ⑥ 容積率 200%
- ⑦ その他 特に無し

(2) 施設の条件

【小学校】

- ① 施設の名称 湧東小学校（移転改築）
- ② 施設の用途 小学校（平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第7号 第1類）
- ③ 構造・規模 校舎棟（プール付属室を含む）延床面積 約4,320m²（中学校機能含む）
屋内体育館棟 延床面積 約922m²

【中学校】

- ①施設の名称 潟東中学校（既存）
②施設の用途 中学校（平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第7号 第1類）
③構造・規模 普通教室棟 改修床面積 1,810 m² RC造3階建て（大規模改修）
他の建物については、配置図参照
④その他 仮校舎 約400m程度を設ける
 - 解体する管理関係室、昇降口の代替施設を設ける。基本設計では「必要諸室一覧」を参考し、仮校舎の設計を行う。
 - 管理関係室と生徒用昇降口は別建物としてもよい
 - 適宜接続用通路を設け、工事中も屋内で行き来できるよう既存棟に接続させること
 - 管理関係室は改築工事完了後、一部をひまわりクラブに転用予定普通教室棟は大規模改修を行う。基本設計は室の入れ替え検討含む

⑤解体施設 管理棟解体（外構含む） 延床面積 約 594 m²
プール解体（付属室含む）

【外構・グラウンド整備】

- バス通学（小学生）に対応できるよう敷地内に乗降車スペースを設ける
バス寸法 約 6,990 mm*約 2,080 mm 3台（予定）
- 現グラウンドは、中学校用トラック、小学校用トラックをそれぞれ設ける。
なお、既存野球場は改築後もそのまま使用する。
- 上記グラウンドのほかに、低学年の活動に対応したスペースを設ける

（3）建設の条件

工事等予定期間 潟東小学校移転改築・潟東中学校一部改築事業 計画概要による

校舎棟・屋内体育館 移転改築工事費概算 1,600,000,000 円（消費税相当額含む）

（上記工事費は、仮校舎、中学校大規模改修、外構・グラウンド整備費含まず）

（4）設計与条件の資料

設計与条件については、次の資料による。

- 基本設計書 • 指示事項書
- 潟東小学校移転改築・潟東中学校一部改築事業 計画概要

II 委託業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「新潟市建築設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」によるものとする。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

① 基本設計（以下の項目の該当する欄に○印を付したものに関する標準業務）

適用	項目	適用	項目
○	建築（総合）	○	機械設備（ガス設備）
○	建築（構造）	○	昇降機設備
○	電気設備	○	外構
○	機械設備（空気調和設備）		解体
○	機械設備（衛生設備）		

② 実施設計（以下の項目に該当する欄に○印を付したものに関する標準業務）

適用	項目	適用	項目
	建築（総合）		昇降機設備
	建築（構造）		外構
	電気設備		解体
	機械設備（空気調和設備）		耐震補強
	機械設備（衛生設備）		
	機械設備（ガス設備）		

(2) 対象外業務

上記一般業務の内、本業務において対象外となるものは「別紙1 対象外業務一覧」による。

(3) 追加業務の内容及び範囲（以下の項目の該当する欄に○印を付したものに関する標準業務）

適用	項目
	建築積算
	電気設備積算
	機械設備積算
	外構積算
	解体積算
	耐震補強
○	透視図作成

	[【種類】鳥瞰図【大きさ】B3判【額縁】有 アルミ製 数量：1点（データ共）]
	模型製作
	計画通知、許可申請、認定申請手続き業務
	関係法令等に基づく各種申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書等の届出）
	防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
	リサイクル計画書の作成
○	概略工事工程表の作成
	建築物の利用に関する説明書の作成
	住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
	日影図の作成
	新潟市建築物総合環境性能評価システム（CASBEE 新潟）による評価に係る業務
	新潟市景観アドバイザー制度に係る業務
○	新潟市公共施設緑化ガイドライン制度に係る業務
○	雨水流出抑制にかかる協議及び検討
	土壤汚染対策法に基づく届出書作成
○	潟東小学校移転改築・潟東中学校一部改築事業基本計画検討会に必要な資料の作成

2 管理技術者等の資格要件（この項において、「○」が複数ある場合、特記なき限り当該いずれかの資格を有するものを配置すれば要件を満たすものである。）

管理技術者等の資格要件は次による。

（1） 管理技術者

管理技術者は、下記の資格を有し、設計図書の設計内容を的確に掌握すると共に、設計業務等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

① 一級建築士

- ・ 構造設計一級建築士
- ・ 建築設備士
- ・ 設備設計一級建築士
- ・ 二級建築士

（2） 担当主任技術者

建築（意匠及び構造）、電気設備、機械設備及び土木工事の各部門の責任者として、下記の資格を有する担当主任技術者をそれぞれ 1 名ずつ選定し、配置する。なお、電気設備担当主

任技術者もしくは機械設備担当主任技術者のいずれかは設備設計一級建築士の資格を有することとする。

【建築（意匠）担当主任技術者】

- 一級建築士
 - ・ 二級建築士
 - ・ 建築設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【建築（構造）担当主任技術者】

- 構造設計一級建築士
 - ・ 一級建築士
 - ・ 二級建築士
 - ・ 建築設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【電気設備担当主任技術者】

- 設備設計一級建築士
- 建築設備士
 - ・ 技術士、建築設備士、設備設計一級建築士、電気工事士、電気主任技術者、若しくは電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者
 - ・ 電気設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【機械設備担当主任技術者】

- 設備設計一級建築士
- 建築設備士
 - ・ 技術士、建築設備士、設備設計一級建築士、若しくは管工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者
 - ・ 機械設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【土木工事担当主任技術者】

- ・ 技術士
- ・ R CCM登録者
- ・ 土木設計技士

（3） 担当技術者

担当技術者は、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、設計業務等についての技術能力及び経験を有する者で下記の資格を有する者とする。

【建築担当技術者】

- 一級建築士
- 構造設計一級建築士
- 二級建築士
- 建築設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【電気設備担当技術者】

- 設備設計一級建築士、建築設備士、電気工事士、電気主任技術者、若しくは電気工事施工

管理技士のいずれかの資格を有する者

- (○)電気設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【機械設備担当技術者】

- (○)設備設計一級建築士、建築設備士、若しくは管工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者

- (○)機械設備設計業務に関し、5年以上の実務経験を有する者

【土木工事担当技術者】

- ・技術士
- ・RCCM登録者
- ・土木設計技士

(4) 管理技術者、担当主任技術者及び担当技術者の兼務

管理技術者、担当主任技術者及び担当技術者は、以下の部門において資格要件を満たす場合、兼務して従事することができる。

(以下の欄に同じ印を付したものはそれぞれ兼務できるものとする)

	管理技術者	担当主任技術者	担当技術者
建築(意匠)	○	○	○
建築(構造)		△	△
電気設備		☆	☆
機械設備		※	※
土木工事			

例) ○と○、※と※、★と★ など

3 貸与資料等

設計に際して以下の資料を貸与するものとし、受託者は、設計が完了したとき、速やかにこれを返却するものとする。(以下の該当する項目欄に○印を付したもの)

適用	項目
	敷地測量図等(外構図含)
○	地質調査報告書
○	既存建築物設計図(・意匠図・構造図・昇降設備) 注
○	既存建築物設計図(・電気設備図・機械設備図・ガス設備図)
	本業務に係る基本設計図書(一式)

注:一部貸与できない既存図面あり

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 基本設計業務は、提示された設計与条件及び別紙2に掲げる「適用すべき基準及び参考とすべき資料」（以下「適用基準等」という。）に基づき行う。
- ② 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ③ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 適用基準等

本特記仕様書において適用すべき基準等（基準、仕様書、標準図、指針、書式等及び資料）については、「別紙2 適用すべき基準及び参考とすべき資料」によるものとし、適用は監督員との協議による。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ③ その他

(4) 提出書類

業務実績情報の登録の要否

- 要

受託者は 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

- 不要

(5) 業務計画書

- 要（業務計画書には、次の内容を記載する。）

- ① 業務体制
 - (ア) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績、平成23年4月以降に竣工した施設の設計業務実績及び現在の手持業務の状況
 - (イ) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績、平成23年4月以降に竣工した施設の設計業務実績及び現在の手持業務の状況
 - (ウ) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、同種又は類似業務の実績
 - (エ) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的な内容（協力者がある場合）
 - (オ) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・過去5年間の当該分野における業務の実績及び現在の手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

場合)

② 業務方針

(ア) 業務への取組体制

(イ) 設計チームの特徴

(ウ) 特に重視する設計上(意匠・構造・設備の各分野)の配慮事項

(エ) その他の業務実施上の配慮事項

③ 業務工程

- 不要

(6) 業務の履行にあたっての条件等

① 条件の有無及び内容

- なし •あり 1) 仮校舎工事費概算額（係る概略の設計資料を含む）の提出
 2) 提出期限 (平成29年10月31日)

② 成果品の提出場所 （ 建築部 公共建築第2課 ）

③ 成果品の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することができる。

④ 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とする。

(ア) 写真は、新潟市が行う事務並びに新潟市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

A) 写真を公表すること。

B) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(7) その他

業務の実施にあたっては、下記による。

- ① 関係する法令及び条例等の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、監督員の指示によるものとする。
- ② 現地の交通状況等周辺状況を十分調査把握し、給水、排水、ガス、電気設備等について関係機関と十分打合せを行い、監督員と常に緊密に連絡協議をするものとする。
- ③ 建設費並びに将来的な光熱水費を含めた維持管理費について、コスト縮減に留意するものとする。
- ④ 地域の文化や歴史（本仕様書において「地域の宝」と称する。）を探究し、「地域の宝」を活かした施設づくりを行うものとする。
- ⑤ 基本設計時における工事費概算額の算定にあたっては、類似する複数の物件の工事単価を調査するなど、的確な算定を行うものとする。
- ⑥ 業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議するものとする。

5 成果図書

(1) 設計図書等

「別紙3 成果図書一覧」を参考として、監督員との協議の上、必要となる成果図書を作成・提出するものとする。

作成にあたり材料等の名称は、「別紙2 適用すべき基準及び参考とすべき資料」に掲げる標準若しくは共通仕様書、日本建築学会、JIS及びJAS等に使用されている名称を使用するものとする。

(2) 設計説明書

「別紙3 成果図書一覧」に掲げる設計説明書に下記事項及び監督員の指示した事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出するものとする。

部数は「別紙3 成果図書一覧」によることとする。

(以下の該当する項目欄に○印を付したもの)

適用	項目	適用	項目
○	設計要旨及び設計概要	○	景観計画
○	法令調書	○	色彩計画
○	動線計画	○	外構計画
○	建築計画	○	植栽計画
○	構造計画	○	雨水排水計画
○	設備計画	○	防犯計画
○	防災計画	○	コスト縮減計画（比較表等）
○	サイン計画	○	仮校舎計画
○	工程計画		
上記計画概要についての説明パネル作成（A1判）			

(3) 設計図

- ① 基本設計図は「別紙3 成果図書一覧（1） 基本設計」に掲げる内容のものを作成するものとする。
- ② 実施設計図は「別紙3 成果図書一覧（2） 実施設計」に掲げる内容のものを作成するものとする。
- ③ 表示年月は、提出時の年月とする。
- ④ CADデータは、原則としてJW-CADとし、これに扱り難い場合は監督員と協議するものとする。

(4) 工事費内訳書の作成

- ・要（工事費内訳書は、以下に掲げる要件により作成すること。）

- ① 工事費内訳書の作成は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事内訳書作成要領」により行い、様式は次による。
 - ・「営繕積算システムRIBC2内訳書作成システム for Windows 最新バージョン」
 - ・Microsoft Excel（書式は監督員の指示による。）

- ② 用語は、仕様書及び設計図と一致させる。
- ③ 編成は、下記を標準とするが、新潟市内訳名称ファイルを使用すること。
 - (ア) 表紙
 - (イ) 総括表
 - (ウ) 工事別直接工事費内訳書
 - (エ) 共通費内訳書
- ④ 建築コスト情報システム（SIBC）対応データ（「仕様・方式・数量」等）の入力
- ⑤ その他監督員の指示によるもの。

●不要

(5) 見積書

- ① 専門業者等への見積（以下「業者見積り」という。）に際して、見積り先は発注者の承認を得ること。
- ② 業者見積りに際しては、市の見積り依頼書を見積業者に渡すこと。
- ③ 提出された見積りは整理検討し、委託の成果品として提出する。

なお、本設計業務委託に係る工事の発注年度が、本設計業務委託の履行年度と異なることとなる場合において、関係工事の業者見積りの再徴収が必要となる場合、受託者は、業者見積りの再徴収に協力するものとする。

この際、委託者は、受託者に求める協力に対し最小限になるよう努めるものとする。

対象外業務一覧

(以下の標準業務の該当する欄に×印を付したものは、本業務委託の対象外とする。)

項目	業 務 内 容		対象外×
基本設計 に関する 業務	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び 関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	
		(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	
	(5) 基本設計図書の作成		
	(6) 概算工事費の検討		
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		
実施設計 等に關す る業務	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	×
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	×
	(2) 法令上の諸条件の調査及び 関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	×
		(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	×
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	×
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	×
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	×
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	×
		(ii) 計画通知図書の作成	×
	(5) 概算工事費の検討		×
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		×
設計意図 の伝達に 関する業 務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		×
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		×

(1) 共 通（国土交通省策定基準等）

基準名等	刊行物名称（最新判とする）
官庁施設の基本的性能基準	官庁施設の基本的性能基準及び同解説
官庁施設の総合耐震計画基準	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）	官庁施設の環境保全性に関する基準
官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準	
営繕工事電子納品要領	営繕工事電子納品要領
建築設計業務等電子納品要領	建築設計業務等電子納品要領
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）
建築 CAD 図面作成要領	建築 CAD 図面作成要領
建築工事における建設副産物管理マニュアル	

共 通（新潟市策定計画・基準及び方針等）

計画・基準及び方針等	所管課
新・新潟市ユニバーサルデザイン推進行動計画	総務課
新潟市公共建築物ユニバーサルデザインガイドライン	公共建築第1課
新潟市環境基本計画	環境政策課
新潟市地球温暖化対策率先実行計画	環境政策課
新潟市グリーン調達推進方針	環境政策課
新潟市地域新エネルギービジョン	環境政策課
新潟市スマートエネルギー推進計画	環境政策課
にいがた住まいの基本計画（新潟市住宅マスタープラン）	住環境政策課
地域住宅計画 新潟地域	住環境政策課
新潟市景観計画	都市計画課
新潟市みどりの基本計画	公園水辺課
公共施設緑化ガイドライン	公園水辺課
犯罪のない安心で安全なまちづくり推進計画	市民生活課
新潟市学校施設整備指針	教育委員会施設課
下水道排水設備工事設計・施行基準	財団法人新潟県下水道公社
給水装置工事施行指針	新潟市水道局

計画・基準及び方針等	所管課
道路占用工事施行方法基準	土木総務課
道路占用工事路面復旧基準	土木総務課
新潟市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針	水産林務課
新潟市公共工事環境配慮指針	技術管理課

(2) 建 築

基準名等	刊行物名称（最新判とする）
建築工事設計図書作成基準	建築工事設計図書作成基準及び同解説
公共建築工事標準仕様書	同左（建築工事編）（平成28年版）
公共住宅建設工事共通仕様書	公共住宅建設工事共通仕様書
公共住宅建設工事共通仕様書	同上 解説書（総則編、調査編、建築編）
公共建築改修工事標準仕様書	同左（建築工事編）（平成28年版）
木造建築工事標準仕様書	木造建築工事標準仕様書
建築設計基準	建築設計基準及び同解説
建築物解体工事共通仕様書	建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年版）
建築改修設計基準	建築改修設計基準及び同解説
建築構造設計基準	建築構造設計基準及び同解説
建築鉄骨設計基準	建築鉄骨設計基準及び同解説
建築工事標準詳細図	建築工事標準詳細図
昇降機技術基準	昇降機技術基準の解説（付）昇降機耐震設計・施工指針
擁壁設計標準図	擁壁設計標準図
構内舗装・排水設計基準	構内舗装・排水設計基準

(3) 建築積算

基準名等	刊行物名称（最新判とする）
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準基準の解説（建築工事編）
公共建築工事共通費積算基準	
公共住宅建設工事積算基準	公共住宅建設工事積算基準
公共住宅建設工事積算基準	公共住宅屋外整備工事積算基準
公共建築数量積算基準	公共建築数量積算基準
公共建築工事内訳書標準書式	公共建築工事内訳書標準書式〈建築工事編〉・同解説
公共建築改修工事の積算マニュアル	公共建築改修工事の積算マニュアル
建築積算のための仮設計画標準	建築積算のための仮設計画標準
積算チェックリスト	

(4) 設 備

基準名等	刊行物名称（最新判とする）
建築設備計画基準	建築設備計画基準
建築設備設計基準	建築設備設計基準
建築設備工事設計図書作成基準	建築設備工事設計図書作成基準
公共建築工事標準仕様書	同左（電気設備工事編）（平成28年版）
公共建築設備工事標準図	同左（電気設備工事編）（平成28年版）
公共建築改修工事標準仕様書	同左（電気設備工事編）（平成28年版）
公共建築工事標準仕様書	同左（機械設備工事編）（平成28年版）
公共建築設備工事標準図	同左（機械設備工事編）（平成28年版）
公共建築改修工事標準仕様書	同左（機械設備工事編）（平成28年版）
公共住宅建設工事共通仕様書	同左 解説書（総則編、電気編）
公共住宅建設工事共通仕様書	同左解説書（総則編、機械編）
公共住宅建設工事共通仕様書	同左 別冊 部品及び機器の品質・性能基準
排水再利用・雨水使用システム計画基準	排水再利用・雨水使用システム計画基準・同解説
建築設備耐震設計・施工指針	建築設備耐震設計・施工指針
建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針	建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針
建築設備設計計算書作成の手引（書式集を含む）	建築設備設計計算書作成の手引（計算書式集CD付き）
換気・空調設備技術基準	換気・空調設備技術基準・同解説
浄化槽の構造基準	浄化槽の構造基準・同解説
浄化槽の設計施工上の運用指針	浄化槽の設計施工上の運用指針
機械設備工事機材承諾図様式集	機械設備工事機材承諾図様式集
建築設備設計・施工上の運用指針	建築設備設計・施工上の運用指針

(5) 設備積算

基準名等	刊行物名称（最新判とする）
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準基準の解説（設備工事編）
公共建築工事共通費積算基準	
公共住宅建設工事積算基準	公共住宅電気設備工事積算基準
公共住宅建設工事積算基準	公共住宅機械設備工事積算基準
公共建築数量積算基準	公共建築数量積算基準
公共建築工事内訳書標準書式	公共建築工事内訳書標準書式〈設備工事編〉・同解説
公共建築改修工事の積算マニュアル	公共建築改修工事の積算マニュアル
積算チェックリスト	

(6) その他参考とすべき資料

基準名等	刊行物名称（最新判とする）
外断熱建物に関する性能基準	外断熱建物に関する性能基準及び同解説
床型枠用鋼板デッキプレート（フラットデッキ）設計・施工指針	床型枠用鋼板デッキプレート（フラットデッキ）設計・施工指針・同解説
体育館等の天井の耐震設計ガイドライン	体育館等の天井の耐震設計ガイドライン（日本建築センター刊）
既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針	改訂判 既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説
避難安全検証法の解説	避難安全検証法の解説及び計算例とその解説
建築物のための改良地盤の設計及び品質管理	建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針
標準型建具	標準型建具（建設省官建発第19号）
木造住宅用の防耐火構造標準	木造住宅用の防耐火構造標準納まり図
木造住宅のための構造の安定に関する基準	木造住宅のための構造の安定に関する基準に基づく横架材及び基礎のスパン表
木造軸組工法住宅の限界耐力計算による設計	木造軸組工法住宅の限界耐力計算による設計の手引き
木造住宅耐震設計	木造住宅耐震設計のポイント
木造住宅の耐久設計と維持管理・劣化診断	木造住宅の耐久設計と維持管理・劣化診断 —漏水・腐朽・蟻害・虫害対策のために—
大断面木造建築物接合部設計	大断面木造建築物接合部設計マニュアル
通直集成材を用いたラーメン構造の設計法	通直集成材を用いたラーメン構造の設計法
建築設備改修のアドバイス	建築設備改修のアドバイス
学校施設の音響環境保全基準	学校施設の音響環境保全基準・同解説
屋外体育施設の設計	屋外体育施設の建設指針
新潟市教育ビジョン	
新潟県福祉のまちづくり条例整備基準及び整備指針	

成果図書一覧

監督員との協議の上、図面名称の変更や集約をできることとし、発注者側に帰すべき事由による設計条件の変更がない限り、図面に差異が生じた場合でも業務委託料の変更は行わない。

(1) 基本設計

①一般業務

(下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。)

	成果品	製本形態等
A 建築（総合）		
	建築（総合）基本設計図書	
	設計説明書	白図A3判製本 データ共 5部
	基本設計図 仕上表 面積表及び求積図 現況図 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図 仮設計画概要 仮校舎計画	白図A3判製本 5部 CAD・PDFデータ共
	工事費概算書	白図A3判製本 データ共 5部
	中学校普通教室棟室配置検討資料	白図A3判製本 データ共 5部
B 建築（構造）		
	建築（構造）基本設計図書	
	構造設計説明書	白図A3判製本 データ共 5部
	工事費概算書	白図A3判製本 データ共 5部
C 電気設備		
	電気設備基本設計図書	
	電気設備設計説明書	白図A3判製本 データ共 5部
	工事費概算書	白図A3判製本 データ共 5部
	()	
D 機械設備		
	機械設備基本設計図書	
	機械設備設計説明書	白図A3判製本 データ共 5部
	工事費概算書	白図A3判製本 データ共 5部
	()	

	成果品	製本形態等
E その他		
昇降機設備	白図A3判製本 データ共 5部	
外構・グラウンド	白図A3判製本 データ共 5部	
解体		
()		
F 資料		
各種技術資料、比較検討書	白図A3判製本 データ共 5部	
各記録書	白図A3判製本 データ共 5部	
新潟市建築環境総合性能評価制度 (CASBEE 新潟) 目標値報告書		
基本設計チェックシート	白図A4判 データ共 1部	
()		
(注)		
● 建築（構造）の成果品は、建築（意匠）基本設計の成果品の中に含めることができる。		
● 電気設備及び機械設備の成果品は、建築（意匠）基本設計の成果品の中に含めることができる。		
● 成果物は、監督員の指示により、製本とする。		
● 電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）」による。		
ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。		
● 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。		

②追加業務

(下記のうち○印を付けたものを提出する。)

適用	成果品	製本形態等
G その他		
○ 透視図	[【種類】鳥瞰図【大きさ】B3判【額縁】有 アルミ製 数量：1点（データ共）]	
模型		
新潟市建築環境総合性能評価制度 (CASBEE 新潟) による評価業務		
住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	A4又はA3判 ワークショップ等に必要な資料等で詳細は監督員の指示による。	
○ 概略工事工程表の作成		
○ 濱東小学校移転改築・濱東中学校一部改築基本計画検討会に必要な資料の作成	A4又はA3判 計画検討会に必要な資料等で詳細は監督員の指示による。	

適用	成果品	製本形態等
(注)		
<ul style="list-style-type: none"> ● 成果物は、監督員の指示により、製本とする。 ● 電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）」による。 ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。 ● 電子データは最新のウィルスチェックを行うこと。 		
(2) 実施設計		
①一般業務		
(下記を参考として、必要となる成果図書を提出する。)		

	成果品	製本形態等											
A 共通（設計図）													
共通設計図等													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">表 紙</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">図 面 目 錄</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">工 事 概 要</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">工 事 区 分 表</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">特 記 仕 様 書</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">敷 地 案 内 図</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">配 置 図</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">面積表・面積計算表</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">法規チェックリスト</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">()</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;"> </td></tr> </table>			表 紙	図 面 目 錄	工 事 概 要	工 事 区 分 表	特 記 仕 様 書	敷 地 案 内 図	配 置 図	面積表・面積計算表	法規チェックリスト	()	
表 紙													
図 面 目 錄													
工 事 概 要													
工 事 区 分 表													
特 記 仕 様 書													
敷 地 案 内 図													
配 置 図													
面積表・面積計算表													
法規チェックリスト													
()													
B 建築（総合）													
建築（総合）設計図													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">仕 上 表</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">平 面 図</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">立 面 図</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">断 面 図</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">各 部 伏 図</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">矩 計 図</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">各 部 詳 紹 図</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">室 内 展 開 図</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">建 具 表</td></tr> </table>			仕 上 表	平 面 図	立 面 図	断 面 図	各 部 伏 図	矩 計 図	各 部 詳 紹 図	室 内 展 開 図	建 具 表		
仕 上 表													
平 面 図													
立 面 図													
断 面 図													
各 部 伏 図													
矩 計 図													
各 部 詳 紹 図													
室 内 展 開 図													
建 具 表													

	成果品	製本形態等
	家 具 表	
	仮 設 計 画 図	
	()	
	工 事 費 概 算 書	
	()	
C	建築（構造）	
	建築（構造）設計図	
	仕 様 書	
	構 造 伏 図	
	軸 組 図	
	各 部 構 造 リ ス ト	
	各 部 構 造 詳 細 図	
	土 質 柱 状 図	
	()	
	構 造 計 算 書	
	認 定 申 請 書 （資料の作成） （建築物の耐震改修促進に関する法律第8条関連）	
	()	
D	電気設備	
	電気設備設計図	
	電 灯 設 備	
	動 力 設 備	
	雷 保 護 設 備	
	受 変 電 設 備	
	電 力 貯 藏 設 備	
	発 電 設 備	
	各 種 弱 電 設 備	
	映 像 ・ 音 響 設 備	
	火 災 報 知 設 備	
	構 内 配 電 線 路	

	成果品	製本形態等
	構内通信線路 耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の取外・再取付図	
	工事費概算書	
	電気設備計算書	
	()	
E	機械設備	
	空気調和設備設計図 空気調和設備 換気設備 排煙設備 自動制御設備	
	空気調和設備計算書	
	()	
	衛生設備設計図 衛生器具設備 給水設備 排水設備 給湯設備 消火設備 浄化槽設備 (配置、人員算定計算) 厨房設備 グラウンド散水設備 濾過設備 さく井設備 ()	
	衛生設備計算書	
	()	
	ガス設備設計図	

	成果品	製本形態等
	ガス設備	
	工事費概算書	
	設備構築物 構造計算書	
	耐震補強・外壁改修に伴い必要な機器等の取外・再取付図	
F	その他の	
	昇降機設備設計図 昇降機設備図 ()	
	外構設計図 外構計画図 部分詳細図 ()	
	解体設計図 意匠図 構造図 設備機器リスト 仮設計画図 ()	
	工事費概算書	
	各種計算書	
	()	
G	全体共通	
	実施設計チェックシート	
	計画通知図書 (資料の作成)	
	()	

成果品	製本形態等
(注) <ul style="list-style-type: none"> ● 指定のされたものを除き、設計図はA2判、その他計算書や資料等はA4判を基本とする。 ● 全ての成果品は、原則、電子データでも納品する。 ● 建築（構造）の成果品は、建築（意匠）実施設計の成果品の中に含めることができる。 ● 成果品は、監督員の指示により、製本とする。 ● 電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）」による。 <p>ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。</p>	

②追加業務

(下記のうち○印を付けたものを提出する。)

適用	成果品	製本形態等
H 積算業務		
	建築積算 工事費内訳書 建築工事積算数量算出書 建築工事積算数量調書 (下地・仕上げチェックリスト含) 見積書等関係資料 ()	
	電気設備積算 工事費内訳書 電気設備工事積算数量算出書 電気設備工事積算数量調書 見積書等関係資料 ()	
	機械設備積算 工事費内訳書 機械設備工事積算数量算出書 機械設備工事積算数量調書 見積書等関係資料 ()	
I その他		
	透視図	
	模型	
	計画通知申請手続	
	各種許認可申請手続	
	中高層建築物の届出書の作成及び申請手続	
	防災計画評定又は防災性能評定に関する 資料の作成及び申請手続	
	省エネルギー関係計算書の作成及び 申請手続	
	新潟市建築環境総合性能評価制度 (CASBEE新潟)による評価業務	
	リサイクル計画書の作成	
	概略工事工程表の作成	
	建築物の利用に関する説明書の作成	

適用	成果品	製本形態等
	日影図の作成	
	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	
	緑化協議にかかる緑化計画図書	
	土壤汚染対策法に基づく届出書作成	
(注)		
<ul style="list-style-type: none"> ● 指定のされたものを除き、設計図はA2判、その他計算書や資料等はA4判を基本とする。 ● 全ての成果品は、原則、電子データでも納品する。 ● 建築（構造）の成果品は、建築（意匠）実施設計の成果品の中に含めることができる。 ● 成果品は、監督員の指示により、製本とする。 ● 電子データ等の提出については、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）」による。 <p>ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。</p>		